

上町ふれあい広場 使用料

(施設等)

施設の名称	区分及び単位		使用料		摘要
			使用日が 令和 7 年 9 月 30 日まで	使用日が 令和 7 年 10 月 1 日以降	
屋根付きイベント 広場(全面を独占 して使用する場 合に限る。)	イベントに使 用する場合	1 時間につき	5,100 円	10,040 円	照明設備を使用する場 合は、1 時間につき 500 円を 加算する。
	その他の場合	1 時間につき	1,200 円	1,800 円	
屋外イベント広場 (全面又は半面を 独占して使用する 場合に限る。)	イベントに使 用する場合	全面使用 1 時間につき	4,000 円	5,730 円	照明設備を使用する場 合は、1 時間につき 300 円を 加算する。
		半面使用 1 時間につき	2,000 円	2,860 円	
	その他の場合	全面使用 1 時間につき	1,000 円	1,430 円	
		半面使用 1 時間につき	500 円	710 円	
会議室	1 時間につき		100 円	200 円	
シャワー室	1 回につき		50 円	100 円	

備考
1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は、1 時間とする。
2 使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。

(駐車場)

種別	入退場時間	駐車時間の区分	駐車料金 (1時間につき)
普通車駐車場	全日	1時間を超え6時間までの部分	200円
		6時間を超え12時間までの部分	100円
		12時間を超える部分	50円
大型車駐車場	休業日を除く日の午前8時 30分から午後9時まで	1時間を超え3時間までの部分	600円
		3時間を超え6時間までの部分	200円
		6時間を超え9時間までの部分	100円
		9時間を超える部分	50円

備考
1 駐車時間が1時間以内である場合の駐車料金は、無料とする。
2 駐車料金は、駐車時間の区分に応じて算出した額の合算額とする。
3 普通車駐車場に駐車できる車両は道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 2 条に規定する普通自動車とし、大型車駐車場に駐車できる車両は同条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車とする。ただし、準中型自動車で長さ 5 メートル、幅 2.3 メートル、高さ 2.3 メートルを超えないものは、普通自動車とみなす。
4 駐車時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は、1 時間とする。